

## 妊婦健康診査業務委託仕様書

- 1 業務名 妊婦健康診査業務
- 2 目的 母子保健法第13条により、市町村は妊婦に対し妊婦健康診査を行うことを推奨しなければならない、とされており、母子の健康増進を図る必要があるため。
- 3 履行場所 熊本県内（各医療機関）
- 4 履行期間 令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日まで
- 5 業務内容 熊本市が交付する妊婦一般健康診査受診票、妊婦精密健康診査受診票を提出した熊本市の妊婦に対して健康診査を行うものとする。  
妊婦健康診査に係る診査は、次のとおりとし、熊本市が定める「妊婦健康診査事業実施要綱」及び、国が定める「B型肝炎母子感染防止事業実施要綱」に基づき実施するものとする。
  - (1) 妊婦一般健康診査  
別紙1のとおり
  - (2) 妊婦精密健康診査  
妊婦一般健康診査の結果、妊娠又は出産に直接支障を及ぼす疾病の疑いがある妊婦に対して、その必要に応じて行う前号以外の検査
- 6 支払 毎月業務完了後の支払い（12回/年）とする。

## 妊婦健康診査検査項目および委託単価一覧（取扱件数 1 件あたり）

	回数	週数 (目安)	検 査 項 目	委託単価 (円)
妊婦 一 般 健 康 診 査	初回	～ 1 1	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（ABO 血液型・Rh 血液型・不規則抗体）、血算（貧血）、血糖、HBs 抗原検査、C 型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査（細胞診）、HIV 抗体価検査、風疹ウイルス抗体価検査、HTLV-1（成人 T 細胞白血病ウイルス）抗体検査、クラミジア抗原検査、膣分泌物細菌検査	23,670
	2 回	1 2～1 5	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
	3 回	1 6～1 9	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	9,520
	4 回	2 0～2 3	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	9,520
	5 回	2 4～ 3 5	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
	6 回		健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	9,520
	7 回		健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
	8 回		健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）、血糖	8,290
	9 回		健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
	10 回		健康状態の把握、定期検査、保健指導、G B S	8,280
	11 回	3 6	健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）	6,890
	12 回	3 7	健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波	9,520
	13 回	3 8	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
	14 回	3 9～	健康状態の把握、定期検査、保健指導	5,220
妊婦精密健康診査			「診療報酬の算定方法を定める件」（令和 8 年厚生労働省告示第 6 9 号）により算定した額のうち、保険者が負担すべき額を控除した額	